

第3次佐賀県歯科保健計画 ～ヘルシースマイル佐賀21～の推進について

佐賀県健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当

佐賀県歯科保健計画の概要

【位置づけ】

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」第13条第1項及び「佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例（平成22年佐賀県条例第27号）」第10条に基づき、佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」として定める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（抜粋）

※ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項に基本的事項の策定について定められている

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策について、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県および市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。

⇒ 県のプラン策定には国の計画の期間、指標、目標値の設定等を考慮する

【第3次佐賀県歯科保健計画期間】

2024年度（令和6年度）から2035年度（令和17年度）までの12か年間
（中間評価及び必要に応じて見直しを行う）

第3次佐賀県歯科保健計画スケジュール



第3次佐賀県歯科保健計画期間

2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
第2次		第3次佐賀県歯科保健計画(次期プラン)												第4次
県民 歯科 疾患 実態 調査	第3次 計画 策定					県民 歯科 疾患 実態 調査	中間 評価 値 把 握			県民 歯科 疾患 実態 調査	最終 評価		第4次 計画 策定	
(国) 歯科 疾患 実態 調査		(国) 歯科 疾患 実態 調査				(国) 歯科 疾患 実態 調査				(国) 歯科 疾患 実態 調査				

- ・ベースライン値は従来通り、計画開始前の数値
- ・県民歯科疾患実態調査は、(国)の歯科疾患実態調査と同一年度に患者調査(R4年度と統一)で行う。
- ・(国)歯科疾患実態調査の数値は、参考値として活用。

第3次佐賀県歯科保健計画の概要

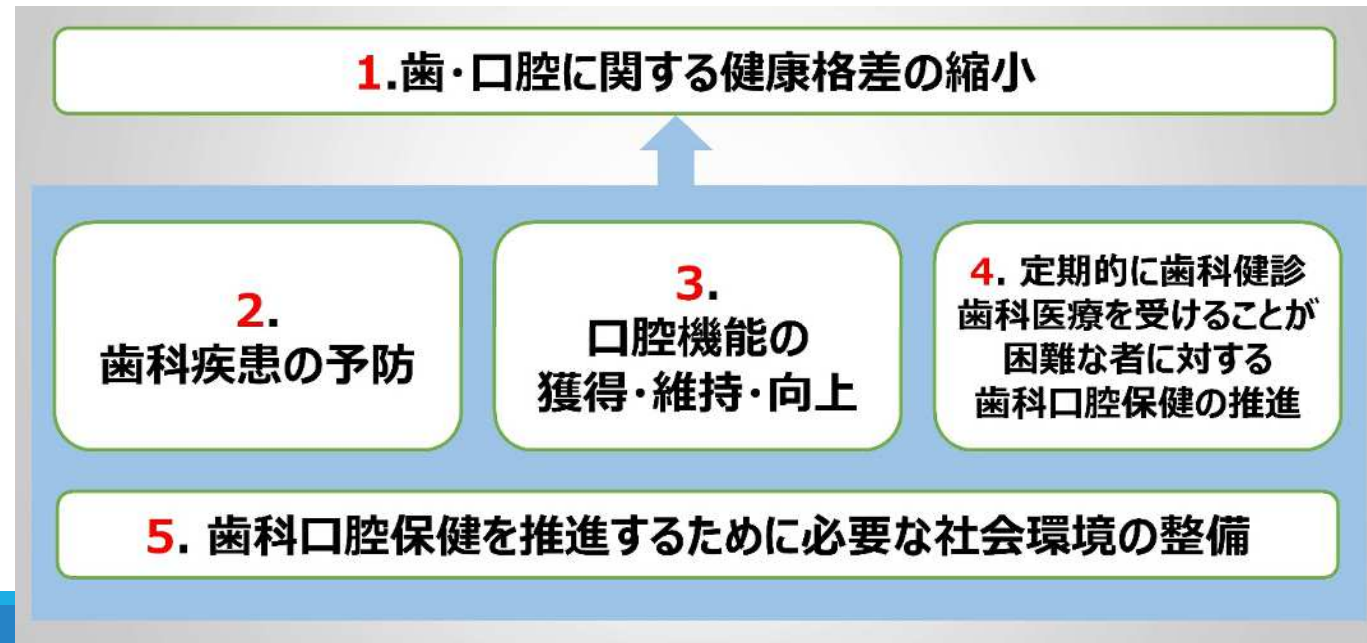
1. 笑顔とお口の健康づくりに関する全体目標

県民が、自ら歯・口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

2. 12年後を見据えた目指す姿

県民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康管理を受けながら全身の健康と口腔の健康の関連を理解して積極的にセルフケアを実践し、予防を中心とした歯科保健医療が進んでいます。

3. 基本的な方針



第3次佐賀県歯科保健計画の全体像

全体目標

県民が、自らの歯と口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

基本的な方針	目標	指標	ベースライン値	目標値	主な取組
○歯・口腔に関する健康格差を縮小します	歯・口腔に関する健康格差の縮小	a 3歳児で4本以上むし歯のある者の割合の減少 b 12歳児でむし歯のない者の割合が90%以上の市町数 c 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5.3% (R2) 0 市町 (R3) 22.0% (R4)	0% 10 市町 5%	○口腔ケアに関する情報の周知及びフッ化物洗口を始めとするポピュレーションアプローチの充実 ○普及啓発の推進、重症化予防等の対策
	歯科疾患の予防	d 3歳児でむし歯のない者の割合 a 3歳児での4本以上のむし歯のある者の割合(再掲) e 12歳児でむし歯のない者の割合 b 12歳児でむし歯のない者の割合が90%以上の市町数(再掲) f 20歳以上における未処置歯を有する者の割合 g 60歳以上における根面う蝕を有する者の割合 h 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合 i 40歳代における歯周炎を有する者の割合 j 40歳以上における歯周炎を有する者の割合 k 60歳代における歯周炎を有する者の割合 l 40歳で喪失歯のない者の割合 c 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲) m 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合 n 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	83.7% (R2) 5.3% (R2) 74.7% (R2) 0 市町 (R3) 28.9% (R4) — 30.7% (R1) 40.2% (R4) 59.4% (R4) 70.8% (R4) 72.2% (R4) 22.0% (R4) 67.1% (R4) 53.8% (R4)	95% 0% 95% 10 市町 20% 5% 20% 25% 40% 45% 80% 5% 95% 85%	○定期的な歯科健診の重要性の周知 ○保護者世代への口腔ケアに関する情報の周知 ○フッ化物を活用したポピュレーションアプローチの充実 ○フッ化物入り歯磨剤等の積極的な利用推進 ○口腔清掃や食生活等に係る生活習慣の改善の支援 ○根面う蝕をはじめとした高齢者特有の歯科疾患の予防啓発 ○学校や学校歯科医等と連携した支援 ○医科歯科連携の強化 ○セルフケアとプロフェッショナルケアの両方の推奨
○口腔機能の獲得・維持・向上を目指します	生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	o 50歳以上における咀嚼良好者の割合 c 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	83.1% (R4) 22.0% (R4)	90% 5%	○口腔機能に関する知識の普及啓発 ○医療や介護等の関連領域・関係職種との連携
	定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を推進します	p 障害(児)者入所施設での過去1年間の歯科健診実施率 q 介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科健診実施率	76.9% (R3) 32.9% (R5)	90% 50%	○施設等での歯科健診や歯科保健指導等の実施推進 ○在宅における取組を進めるための環境整備 ○歯科医療従事者の人材育成等による歯科保健医療提供体制構築
○定期的に歯科健診歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を推進します	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	r 20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合 s 成人に歯周病検診を実施している市町数 t 妊婦歯科健診を実施する市町数 u 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町の割合 v フッ化物洗口を実施している保育所・幼稚園・認定こども園の割合 w 20歳以上の「かかりつけ歯科医」を持っている者の割合	51.8% (R2) 19 市町 (R3) 11 市町 (R3) 70.0% (R3) 60.7% (R3) 75.7% (R2)	95% 20 市町 20 市町 100% 80% 80%	○「かかりつけ歯科医」の普及啓発 ○市町における歯科健診実施の働きかけ ○フッ化物塗布やフッ化物洗口等のフッ化物応用の取り組み推奨



第3次佐賀県歯科保健計画（指標なしの事項）

◎ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

歯科専門職の人材の確保及び資質の向上を図るため、県において、市町、医療保険者、地域の歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会・医師会・薬剤師会・栄養士会等の歯科口腔保健に関係する職能団体（以下、「職能団体」という。）等の関係団体と連携しつつ、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることに努めます。

◎ 調査及び研究に関する基本的な事項

県は、各種統計等を基に、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用します。さらに、県は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するように努めます。

◎ その他歯科口腔保健の推進に関する事項

○ 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

「さが健康維新県民運動」とも連携して行っていきます。さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」をスローガンとして取り組んできた「8020（ハチマルニイマル）運動」や6月4日から10日まで実施されている「歯と口の健康週間」等を活用していきます。

○ 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

県においては、歯科口腔保健を担当する職員だけでなく、歯科専門職、医療専門職、福祉関係者、地域保健担当者、学校保健担当者、産業保健関係者等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要があります。

○ 大規模災害時の歯科口腔保健活動に関する事項

また、県においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があります。災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めます。

佐賀県口腔保健支援センターの活動

【センターの役割と目的】

- ◆佐賀県の歯科口腔保健医療に関する窓口
- ◆歯科口腔に関する保健・医療・福祉の連携を促進し、県民が生涯に渡って口腔機能を維持し、QOL(生活の質)の向上を目指すことができるように支援体制を整備する。

佐賀県口腔保健支援センターの活用

歯科口腔保健に従事する方々への情報提供、研修の実施、その他の支援を行っております。

①

市町への支援

市町の要請に応じて、口腔保健に関する情報提供や支援、講師の派遣や助言

②

障害者・介護保健施設に対する指導

施設で働く職員の方を対象に口腔ケアや「口腔機能訓練」などについて情報提供・助言・指導

③

県民への普及活動

依頼に応じて、講師の派遣

- さが県政出前講座講師派遣（佐賀県まなび課へ依頼）
- イベント等での啓発活動

介助者（障害者、高齢者等）に対する支援

- ・施設利用者の口腔内の特徴
- ・入れ歯の扱い方
- ・歯みがき介助の方法・ポイント
- ・誤嚥性肺炎について
- ・お口の体操、マッサージ など

さが県政出前講座
5つ
テーマについて

※ご希望内容がございましたらご相談ください

妊婦中のお口の管理

妊婦中は
お口のトラブルが
起こりやすい

～内容～

- ・つわり時の口腔ケアの仕方
- ・妊婦中の歯科治療
- ・赤ちゃんの歯が出来るまで
- ・歯周病と早期低体重出産の関係 など

子育て・孫育てに
役立てる
～お口の知識～

育児段階に応じた
歯磨きのポイント

～内容～

- ・母子感染について・おやつについて
- ・歯みがきの仕方
- ・哺乳瓶と指しゃぶりの疑問
- ・産後のママさんの口腔ケア など

お口の健康から
全身の健康へ
～歯周病を予防しよう～

30代以上の国民の
3人に2人が歯周病!!

～内容～

- ・歯周病とは
- ・歯周病予防に効果的な方法
- ・全身疾患との関係
- ・歯周病が及ぼす悪影響（糖尿病、喫煙など） など

若さは口元から

若さのキープは
口元から

～内容～

- ・見た目年齢について
- ・お口の健康維持するには
- ・日頃のメンテナンスについて など

お口の体操
～オーラルフレイルの予防～

口腔機能の向上・維持!

～内容～

- ・お口の体操
- ・高齢者の口腔内の現状
- ・低栄養予防
- ・誤嚥性肺炎 など

【🦷お口の健康に関するご相談お待ちしています🦷】

どのライフステージにおいても、お口と全身の健康はつながっています。県内どこでもセンター専属の歯科衛生士が伺いますのでお気軽にご相談ください。

◎少人数での歯科講話、施設等職員に対する口腔ケア指導、グループでの歯科保健情報提供など、様々なニーズに合わせてご対応します。

- ①対応時間：平日 9:00～17:00
- ②連絡先：佐賀県口腔保健支援センター・尾形（歯科衛生士）
- ③電話番号：0952-25-7075（健康福祉政策課内）
- ④メール：kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

※県内の事業所等において、研修会、健康教室、健康イベント等における講話・講話、歯と口の健康づくりの出前講座を実施していますので、ぜひ活用ください。
※市町の歯科保健に関する情報提供等について、専門職（歯科医師・歯科衛生士）が対応させていただきますので、歯科に関するご依頼の際は、当センターへご相談ください。

【ご相談はこちらまで!】
佐賀県健康福祉政策課
（健康づくり・歯科保健担当）

TEL:0952-25-7075
E-mail: kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

